

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

案件名 : 一級河川 平野川分水路 排水機場 2号主ポンプ設備整備工事

本工事は、平野川分水路排水機場の2号主ポンプ設備において、分解整備等の工事を行うものである。

1. 随意契約理由

平野川分水路排水機場は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。今回整備する当該設備は、洪水を排水するための重要な設備であり、常にその状態を良好に維持する必要がある。

本工事の主な内容は、排水施設の主要機器である主ポンプの腐食、摩耗状態の確認、分解清掃・測定、劣化部品の取替などを行うものである。

当該機器は、製作会社固有の技術により、当機場用に設計・製作されたものであり、いわゆる汎用機器ではないため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事の施工は、設計・製作を行った株式会社電業社機械製作所以外にはないため、同社大阪支店より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。